

第5章 再犯防止推進計画

1. 計画策定の経緯

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、大分県においても同法第8条に基づき平成31年3月に「大分県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした動きを受け、再犯防止推進計画を、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指していきます。

2. 計画策定の趣旨

罪を犯す人には様々な背景があります。刑期を終えて出所しても帰る場所すらない人も多く存在し、安定した仕事や住居を失った結果、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えています。それらの中には、障がいのある人や認知症などがある高齢者も少なからず存在しており、地域社会とも行政ともつながることができず孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

令和4年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成14年に戦後最多となった後減少傾向にあり、令和3年には戦後最少を更新していますが、再犯者による犯罪が全体に占める割合は非常に高い水準になっています。

さらに、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったという報告もあります。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。こうした状況を踏まえて、再犯につながる前の早い段階で適切な行政サービスにつなげることが必要となっています。地域福祉の観点から、地域における顔の見える関係づくりのもと円滑な社会復帰に向けた支援を行うことで、社会の安全にもつながるといえます。なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

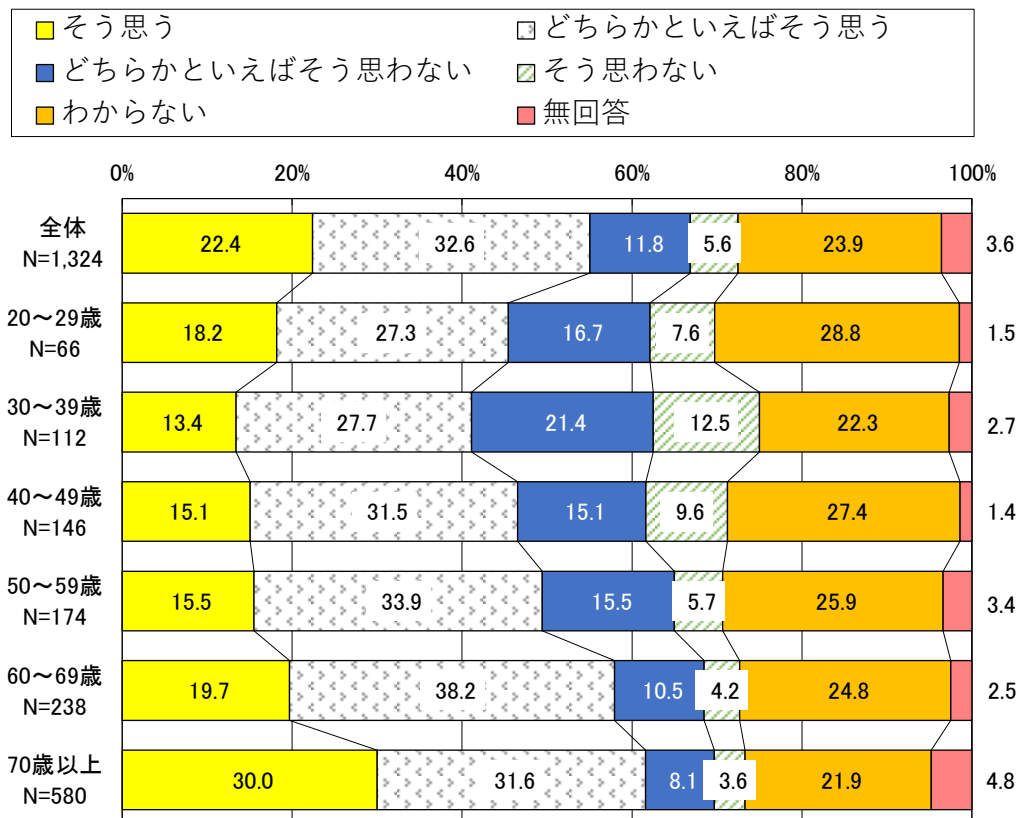
3. 現状と課題及び今後の取組

(1) 現状と課題

調査結果を見ると、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は全体の55.0%で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合17.4%を大きく上回っています(図表 24)。これは、犯罪をした人を社会的孤立や排除の状態とすることは、再犯につながる可能性が高く、再犯防止のためには地域社会に受け入れることが必要であるとの考え方に一定の理解が得られているということだと考えられます。

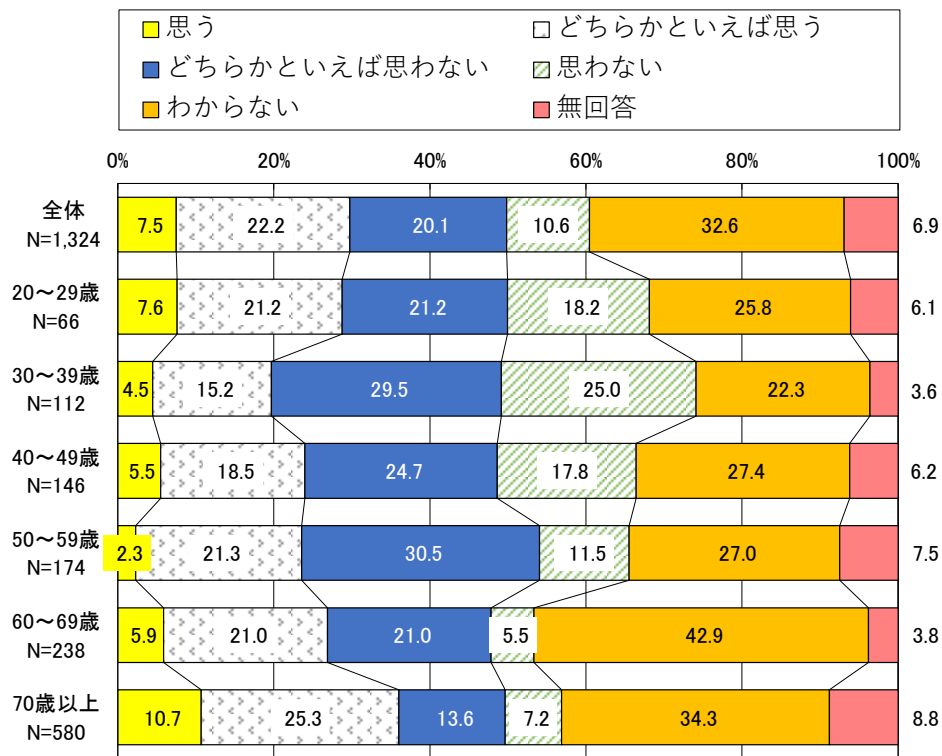
一方で、立ち直りに協力したいと「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人は30.7%となっており、その理由として犯罪をした人との関わり合いに対する不安感や協力内容の具体的なイメージができないという回答が多くなっています(図表 25、図表 26)。再犯防止のためには、このようなイメージを払拭し、身近にできる支援について広報を行っていく必要があります。

図表 24 『誰一人取り残さない』社会の実現が大切であるという意見についてどう思うか



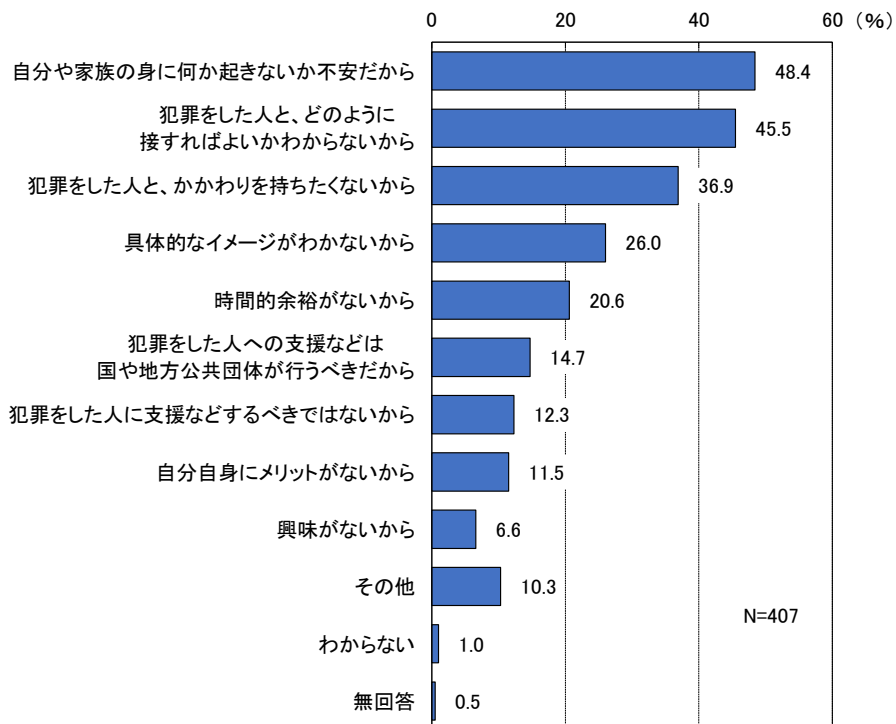
資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

図表 25 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか



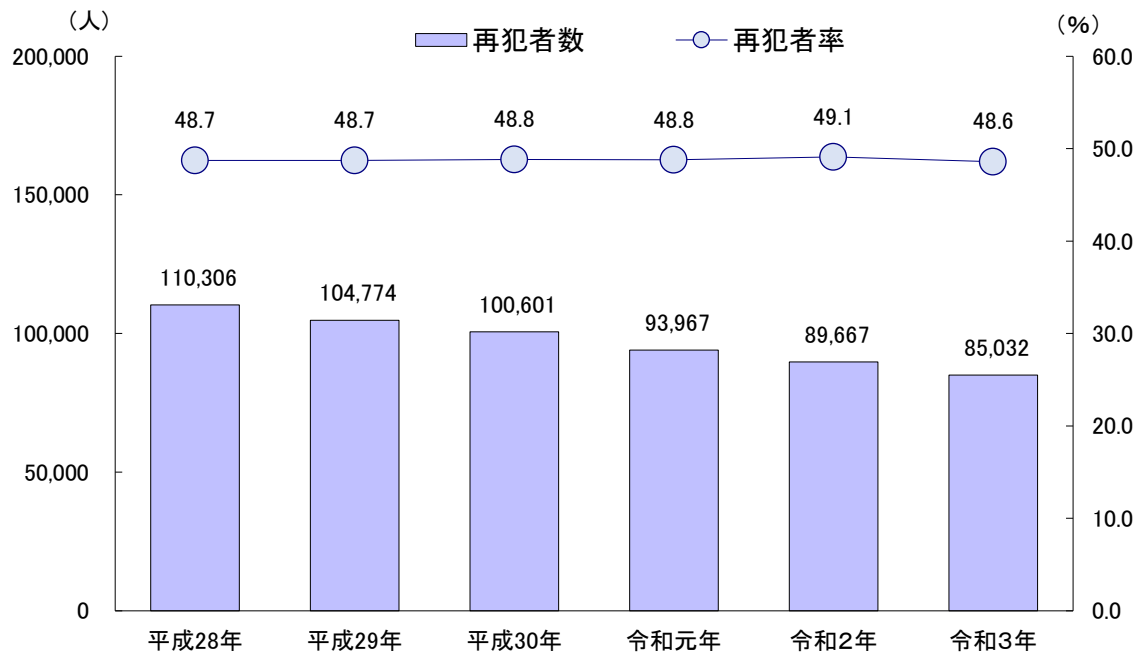
資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

図表 26 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由



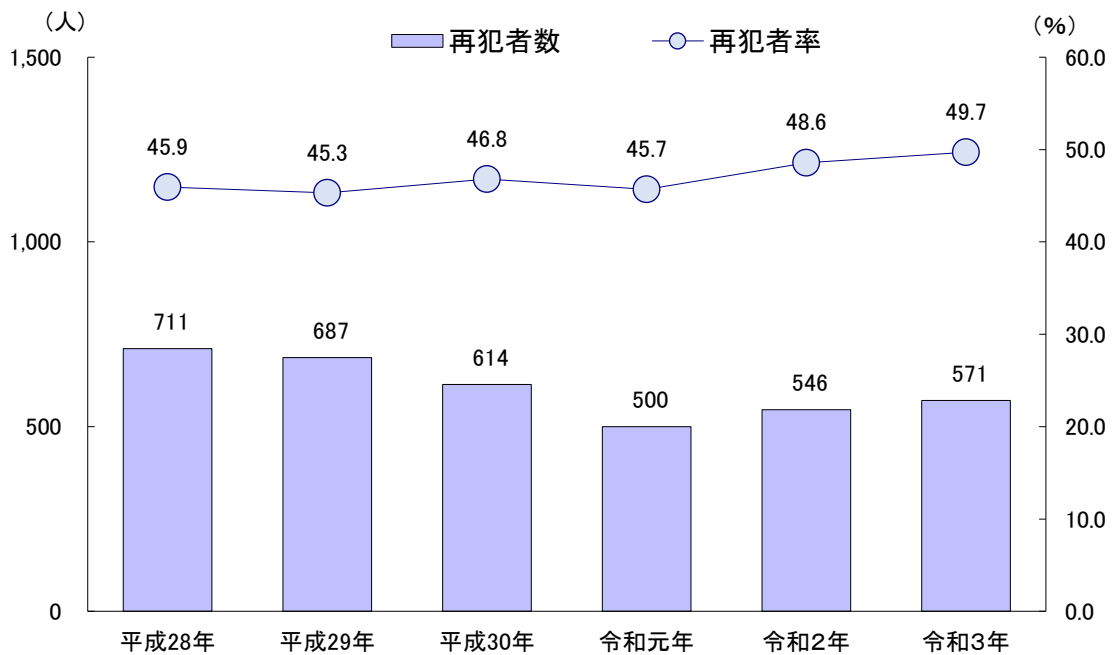
資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

図表 27 全国の再犯者数及び再犯者率



資料:法務省提供資料(各年12月末現在)

図表 28 大分県の再犯者数及び再犯者率



資料:法務省提供資料(各年12月末現在)

(2) 今後の取組

犯罪をした人の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援に加えて、地域社会の受け入れ体制をつくることが重要です。

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

本市では、国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、4つの重点課題を掲げ、課題ごとの取組について施策を展開していきます。

| | |
|--------|------------------------|
| 重点課題 1 | 住居・就労の確保 |
| 重点課題 2 | 保健医療・福祉サービスの促進 |
| 重点課題 3 | 学校等と連携した修学支援及び非行の防止 |
| 重点課題 4 | 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |

1. 住居・就労の確保

① 住居確保支援

犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま出所する人がいます。刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保されておらず、また、出所後の住居が確保されていない人はより再犯に至りやすいことが明らかとなっています。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、対策を講じる必要があります。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|--------------|--|-----------------|
| 市営住宅 | 住宅に困窮する方へ入居可能な情報提供を行います。 | 施設整備課 |
| 住宅確保要配慮者への対応 | 行政と居住支援法人が連携し、住宅確保が困難な要配慮者を支援するために住宅セーフティーネット制度の取組を推進します。 | 高齢者福祉課 施設整備課 |
| 住居確保給付金 | 経済的に困窮し、住宅を失った方又は失う可能性がある方に対し、住宅確保給付金を支給し、住宅確保と就労による自立に向けた支援を行います。 | ひと・くらし支援課 |

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-------------|---|------------------------|
| 生活困窮者自立支援制度 | 「自立相談支援センター」では、生活に困っている方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、相談者の自立の促進を図る為の支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。 | ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会) |

② 就労支援

刑務所に再び入所した人のうち約7割は再犯時に無職であると言われています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させることが重要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|------------------------|
| 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援 | 「自立相談支援センター」では、就職が困難な方に対して、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を行うことにより、就労に従事する準備としての技法や知識の習得等を通じて、生活困窮者の自立の促進を図ります。 | ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会) |
| 生活困窮者自立支援制度(再掲) | 「自立相談支援センター」では、生活に困っている方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、相談者の自立の促進を図る為の支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。 | ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会) |
| ジョブカフェにおける就労支援 | 別府商工会議所内に「ジョブカフェおおいだ別府サテライト」を設置し、就職希望者に対して、就職に関する情報提供や職業適性判断、各種相談を行うことで、就労支援を行います。 | 産業政策課 |

2. 保健医療・福祉サービスの促進

① 高齢者又は障がい者への支援

国の推進計画では、高齢者(65歳以上の人)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある人についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者や障がいのある人が出所後、適切な保健医療・福祉サービスを受けられることができるよう、相談受け入れ体制の充実を図ることが必要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----------|
| 高齢者に関する相談・支援 | 「地域包括支援センター」では、地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などが中心になって支援を行います。 | 介護保険課 |
| 障がいのある人に関する相談・支援 | 「基幹相談支援センター」では、障がいのある人とその家族のための相談窓口として専門性の高いコーディネーターを配置し、障がいに関する総合的な相談に応じます。 | 障害福祉課 |
| 生活保護 | 病気やケガなどの理由で生活ができなくなった人に対し、自立できるまでの間、最低限度の生活を保障し、自立を援助します。 | ひと・くらし支援課 |
| 子どもに関する相談・支援 | 「子ども家庭センター」では、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子育ての困りや気がかりなこと、虐待について、専門の相談員が対応し、子どもが身心ともに健やかに育成されるような必要な情報提供や支援を行います。 | 子ども家庭課 |

※「子ども家庭センター」は令和5年4月に新たに設置されます。

② 薬物依存者への支援

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症の患者としての側面がある場合も多いことから、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の連携、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援等を通じて薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 精神保健相談・支援 | 心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。 | 健康推進課 |

3. 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

① 修学支援

全国の高等学校進学率は、98.8%で、ほとんどの人が高等学校へ進学する一方、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程や非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入所者の56.9%、入所受刑者の23.8%が高等学校を中退しています。こうした状況から修学支援の充実が必要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|--------|---|-------|
| 就学援助制度 | 経済的な理由で就学が困難な場合、就学に必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
| 奨学金制度 | 経済的な理由により学資の支払いが困難な生徒及び学生に対し資金を貸与又は贈与します。 | 学校教育課 |

② 非行の防止

将来を担う児童生徒の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行少年等が退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------|
| 社会を明るくする運動の周知・啓発等 | 毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に地区社協を中心に各地区で様々な行事を行います。又、保護司会、更生保護女性会をはじめとする別府市「社会を明るくする運動」推進委員会(47)団体と連携し、取組を推進して行きます。 | 高齢者福祉課 |
| 社会を明るくする運動作文コンテスト | 別府保護区保護司会と連携し、作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。児童、生徒が作文に取り組むことにより非行の防止を図ります。優秀者は、表彰及び朗読発表会を開催しています。 | 社会教育課 |

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 青少年の健全育成について | 「青少年問題協議会」では青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議します。 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。 | 社会教育課 |
| | 「青少年育成市民会議」では、17校(他)区の青少年育成協議会が、地域毎の活動を通して青少年を健全に育成していきます。 毎月第3日曜日は「家庭の日」、「大人が変われば子どもも変わる」の啓発活動などに取り組みます。 | |

4. 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

① 民間協力者の活動促進

再犯防止の取組を行っていく上で、保護司会、更生保護女性会をはじめとする民間協力者の協力が必要不可欠です。

しかしながら少子高齢化など地域社会の変化により担い手の高齢化、人材不足等様々な問題があり、従前のようなボランティア活動が難しくなっています。そのため民間協力者等の活動促進のための支援、協力体制が必要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-----------------|--|--------|
| 保護司会の活動支援 | 更生保護活動に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、活動を支援します。 | 高齢者福祉課 |
| 更生保護サポートセンターの提供 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの場所を提供します。 | 高齢者福祉課 |

② 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について取り組んできましたが、市民にまだ十分に認知されていない状況です。再犯防止の取組を推進していく上で市民の関心と理解を得るためには「社会を明るくする運動」の趣旨等を広く理解してもらう事が重要です。

【具体的な取り組み】

| 項目 | 取り組みの内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|------------------|
| 社会を明るくする運動の周知・啓発等(再掲) | 毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に地区社協を中心に各地区で様々な行事を行います。又、保護司会、更生保護女性会をはじめとする別府市「社会を明るくする運動」推進委員会(47)団体と連携し、取組を推進して行きます。 | 高齢者福祉課 |
| 社会を明るくする運動作文コンテスト(再掲) | 別府保護区保護司会と連携し、作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。児童、生徒が作文に取り組むことにより社会を明るくする運動についての周知、啓発を図ります。 優秀者は、表彰及び朗読発表会を開催しています。 | 社会教育課 |
| 人権に係る啓発活動 | 差別をなくす運動月間(毎年8月)及び人権週間(毎年12月4日～10日)期間中、「罪を償った人と人権」を含む様々な人権についての啓発を行います。 | 共生社会実現・部落差別解消推進課 |

【社会を明るくする運動の周知・啓発等】



毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて啓発活動を行っています。
令和4年度は、別府駅にて広報物資を配付しました。